



平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会社名 東京都競馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 大関東支夫
(コード番号 9672 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 (総務部門担当)
今野 滋
(TEL 03 - 3271 - 9105)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 82 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- ① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設又は変更を行うものであります。(変更案第 4 条、変更案第 7 条、変更案第 12 条)
- ② 単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。(変更案第 10 条)
- ③ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 18 条)
- ④ 定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則及び会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすことが可能になったことから、株主様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 20 条)
- ⑤ 定款に定めることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 28 条第 4 項)
- ⑥ 取締役及び監査役の報酬等、並びに会計監査人の選任方法、任期及び報酬等について、取扱いを明確化するため、定款規定に追加するものであります。(変更案第 31 条、変更案第 38 条、第 6 章)
- ⑦ 会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

本定款変更は、平成 19 年 3 月 29 日開催の第 82 回定時株主総会に付議予定であります。

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 〈省略〉 第3条</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行うものとする。</p> <p>第2章 株式 (発行株式総数) 第5条 本会社が発行する株式の総数は、4億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数) 第7条 本会社は、<u>1,000株の株式をもって、株式の1単元とする。</u> (新 設)</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券) 第8条 本会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 〈現行どおり〉 第3条</p> <p>(<u>機関</u>) 第4条 <u>本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p> <p>(<u>株券の発行</u>) 第7条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第9条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。 ② <u>本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株券の種類) 第9条 <省 略></p> <p>(名義書換代理人) 第10条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> ③ <u>本会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手続その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においては、取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 <省 略></p> <p>(基準日) 第12条 <u>本会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> ② <u>この定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使できる株主又は登録質権者とする。</u></p> <p>第 3 章 株主総会 (招集) 第13条 本会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会の2種とし、定時株主総会は、<u>毎決算期末日から3月以内</u>に社長がこれを招集する。</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第10条 <u>本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株券の種類) 第11条 <条数繰り下げ></p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</u> ③ <u>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第13条 <条数繰り下げ></p> <p>(削 除)</p> <p>第 3 章 株主総会 (招集) 第14条 本会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会の2種とし、定時株主総会は、<u>毎年3月に取締役社長がこれを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 臨時株主総会は、取締役会の決議により、社長がこれを招集する。</p> <p>③ 前2項の場合において社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(招集地) 第14条 本会社の株主総会は、<u>本店の所在地又はこれに隣接する地若しくは東京都区内にこれを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議長) 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、<u>代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、本会社の議決権を有する株主に限り、かつ、その代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役は、これに記名押印しなければならない。</p> <p>② <u>前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。</u></p>	<p>② 臨時株主総会は、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>③ 前2項の場合において<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(招集地) 第15条 本会社の株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第16条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(議長) 第17条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たり、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、<u>本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第19条 <省 略></p> <p>(取締役の選任決議) 第20条 <省 略> ② 取締役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>③ 取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠によって選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役は、<u>互選をもって</u>会長、社長及び専務取締役各1人並びに常務取締役3人以内を<u>選任する</u>ことができる。</p> <p>(役付取締役の職務) 第24条 会長は、取締役会を統理し、社長は、取締役会の決議を執行し、本会社の業務を統轄する。 ② 専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、これを代理する。</p> <p>(取締役会) 第25条 <u>取締役は、取締役会を組織し、社務に関する重要事項を決議する。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第20条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 <条数繰り下げ></p> <p>(選任方法) 第22条 <現 行 ど お り > ② 取締役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第25条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び専務取締役各1人並びに常務取締役3人以内を定める</u>ことができる。</p> <p>(役付取締役の職務) 第26条 <u>取締役会長は、取締役会を統理し、取締役社長は、取締役会の決議を執行し、本会社の業務を統轄する。</u> ② 専務取締役及び常務取締役は、<u>取締役社長を補佐し、取締役社長に事故があるときは、これを代理する。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>② <省 略> (新 設)</p> <p>(取締役会の議長及び決議の方法) 第27条 取締役会の議長は、会長がこれに当たり、会長に事故があるときは、社長がこれに当たる。</p> <p>② 会長及び社長がともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>③ 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役を取締役会出席) 第28条 <省 略></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印しなければならない。</u></p> <p>② <u>前項の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。</u></p> <p>(相談役及び顧問) 第30条 <省 略></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第31条 <省 略></p> <p>(監査役の選任決議) 第32条 <省 略></p> <p>② 監査役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(取締役会の招集) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>が招集し、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>② <現 行 ど お り ></p> <p>③ <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の議長及び決議の方法) 第28条 取締役会の議長は、<u>取締役会長</u>がこれに当たり、<u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長</u>がともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>③ 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>④ <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(監査役を取締役会出席) 第29条 <条数繰り下げ></p> <p>(削 除)</p> <p>(相談役及び顧問) 第30条 <現 行 ど お り ></p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第32条 <条数繰り下げ></p> <p>(選任方法) 第33条 <現 行 ど お り ></p> <p>② 監査役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を選任するものとする。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第35条 <省 略> (新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押印しなければならない。</u> ② <u>前項の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第36条 <現 行 ど お り > ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第39条 <u>本会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。 ② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計算 (決算期) 第38条 本会社の<u>営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度末日をもって、決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払い) 第39条 <u>利益配当金は、毎決算期における株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当) 第40条 本会社は、<u>取締役会の決議により、毎年6月30日現在における株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対して、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) 第41条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払い開始の日から3年を経過してなお受領されないときは、本会社は、その支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>附 則 第1条 <u>平成14年12月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第33条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第7章 計算 (事業年度) 第42条 本会社の<u>事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 本会社の<u>期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第44条 本会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第45条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

以 上